

# 分収造林契約感謝状を贈呈

令和5年2月9日（木）、八幡平市役所にて東北森林管理局長から八幡平市長へ令和4年度新規分収造林契約感謝状贈呈式を行いました。

分収造林制度とは、国有林に国以外の者が植林し、下刈・つる切・除伐・間伐の保育作業を行い、伐採した収益を国と契約者で分配するものです。

八幡平市長との分収造林契約は、昭和30年から継続的に行われており、今回の契約分を含めると、全契約の3割となる43件、約542haとなります。

今回契約したものは、八幡平市関澤山国有林内の2物件で、面積は約12ha、植栽木は、いづれもカラマツです。

木材需要が高まる中、年々伐採量が増加し、それに伴い植栽面積も増えています。

分収造林契約による植栽により、CO2吸収源対策や地域の自然環境保全への意識向上に繋がるとともに、持続可能な資源造成を図る林業への理解を深めるなど、森林・林業・木材産業の活性化に大きく貢献するものです。

分収造林契約された八幡平市長に感謝の意を表すとともに、今後も管内市町村等の御協力のもと、更なる分収造林を推進していきます。



分収造林契約感謝状



東海林署長より佐々木市長へ感謝状を贈呈



記念撮影